

マンスリーレポート (EU 食品規制・政策・モニタリング)

2024 年度 第 7 回(2024 年 10 月の動向)



Eurovision & Associates

2024 年 11 月

目次

〈要点〉.....	1
〈分野別動向〉	2
1. 食品/Food.....	2
2. 環境/Environment.....	3
3. 農業/Agriculture	8
4. 貿易/Trade.....	10
5. 公衆衛生/Public Health	13
6. 漁業/ Fishing	15
7. アニマルウェルフェア/Animal Welfare	16
8. 食品包装・食品接触材/Packaging・Food Contact Material	17
9. 国家補助金承認/Commission Approval of State Aid	17
10. その他/Others	18

〈要点〉

EU 域内政策

10 月の EU 域内政策では、森林減少の防止に関する規則（EUDR）に関して重大な発表があった。10 月 16 日、EU 理事会は、森林減少関連基準に適応するための猶予期間を確保するために、EUDR の遵守期限の 12 ヶ月延長を盛り込んだ欧州委員会の改正法案に対して合意した。これにより、事業者は、EUDR の適用を確実に実行することが期待される。今回の改正は、同規則の適用にあたっては不明瞭な点が多く、事業者や第三国による EUDR の適用開始時期の延期要請を受け入れざるを得なかった結果でもある。

一方、10 月 4 日、欧州司法裁判所（ECJ）は、第三国からの輸入食品が EU のオーガニックロゴを表示するには、EU 規格に完全に適合する必要があるとの判決を下した。また、同日、ECJ は、植物由来の製品にステーキやフィレといった用語を使用することを禁止するフランス国内法は違法であるという判決を下した。しかし、同裁判所の見解は、各加盟国政府による、これらの肉を連想させる単語の定義づけ次第で、再び植物由来の製品がこれらの名称を使用禁止にできる余地がある。これに加えて、肉を連想させる単語の定義付けは加盟国毎に異なる可能性があり、これらの製品を冠した植物性食品が特定の EU 加盟国にて販売することができなくなる可能性がある。

漁業分野では、10 月 7 日、欧州委員会は、2025 年の漁獲量制限の制定にあたり、8 つの魚種の漁獲制限を提案している。同漁獲制限案は 12 月に実施される EU 理事会内での会議にて決定される予定である。

最後に、欧州委員会のフォンデアライエン委員長が主導した将来の農業に関する戦略的対話には、29 人の参加者のうち農家はわずか 5 人しかいないことや、植物性タンパク源が肉製品よりも優遇されていることから、欧州農業団体の Copa Cogeca が強く非難しており、今後の農業政策の議論では、農業従事者の意見をより反映できるようにすべきであるとしている。

EU 法	進捗状況	EU 機関	日付
食品廃棄物と食品安全	連携の喚起	EU 理事会・FAO	10/01
ヴィーガン食品ラベルへの「肉」の使用	違法判決	欧州司法裁判所	10/04
輸入食品に対するオーガニック表示	規定の厳格化	ECJ	10/04
漁獲枠の制限	審査中	ECJ	10/07
森林減少の防止に関する規則の適用時期延期	内容合意	EU 理事会	10/14

EU 域外政策

EU の域外政策について、まず、10 月半ばから 11 月初旬にかけて実施される 3 つの締約国会議（COP）に臨む EU の方針が決まった。COP16(生物多様性会議)と COP29（気候変動枠組条約会議）では、EU は既に締結されている国際的な目標を継続していきながら、資金提供を行い、他国との協力を進めていくことを基本方針とすることが決定された。COP16（砂漠化会議）では、効果的な干ばつに対する回復力と統合的な干ばつリスク管理は重要な優先課題と見做すとの見解も示された。

EU と第三国の貿易協定では、10 月 14 日、EU 理事会はアンデス諸国（コロンビア、ペルー、エクアドル）との貿易協定が EU 理事会によって承認された。また、10 月半ばには EU フィリピン間での貿易協定に関する交渉が再開された。

10 月 1 日には、EU 理事会のハンガリー議長国が国連食糧農業機関（FAO）と共同で食品廃棄物会議を開催し、欧州・中央アジア全域における食品ロスと廃棄削減のために、食品サプライチェーン全体での連携、官民パートナーシップ、地域協力、政策を基にした規制の確実な実施、市民の意識啓発など総合的なアプローチの必要性を呼びかけた。

国際協定	進捗状況	EU 機関	日付
食品廃棄物会議	開催	EU 理事会・FAO	10/01
EU・アンデス貿易協定	承認	欧州委員会	10/14
EU・フィリピン貿易協定	交渉再開	欧州委員会	10/14-10/18
締約国会議に関する EU 理事会の見解	承認	EU 理事会	10/14

以上

〈分野別動向〉

1. 食品/Food

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
有機ロゴの使用を巡る欧州司法裁判所の見解発表	欧州司法裁判所は、EU の有機基準と同等の基準を満たした（同等性の利用）第三国製品に対して、EU の有機ロゴを使用すべきではないという見解を発表した。この見解は、2022 年 12 月 9 日、ドイツの Herbaria 社が、自社製品のラベルから EU の有機ロゴを削除するようドイツ当局に命じられたことに対して行われた異議申し立てを発端とする。同社は、同等性を利用した第三国製品は EU 基準を見たしていない場合でも EU の有機ロゴを使用できることは不公平だと主張した。欧州司法裁判所は、本見解の発表にあたり、同等性の利用を用いた第三国製品に EU の有機ロゴを記載することは、EU 域内の有機製品市場の公正な競争を妨げる可能性があるとしている。また、同等性を利用した製品は、EU の有機基準と同等の有機基準を満たしているが、EU の有機基準を完全に遵守しているものではないため有機ロゴを使用してはならないとした。また、同裁判所は、第三国製品は第三国が定める有機ロゴをラベルに使用できるが、これは、EU の有機基準を完全に満たすことを意味するものではない、とした。	欧州司法裁判所: https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2024-10/cp240160en.pdf	10/04/2024
植物由来の製品への肉を連想させる用語の使用を巡る CJEU の判決	欧州司法裁判所は、植物由来の製品にステーキやフィレなどの用語を使用することを禁止するフランス国内法が EU 法違反であると判決を下した。しかし、今回の欧州司法裁判所による判決は、フランスを含む各 EU 加盟国が、植物由来製品に肉を連想させる名称の付与を完全に禁止するものではない。実際に、同裁判所は、商品名と法的性格をもつ商品名は異なるものであると解釈を発表した。これに対し、欧州野菜連盟（EUV）は、各国がこれらの用語の法的定義を付与することで、植物由来製品は肉を連想させる名称を使用できなくなる、と懸念している。また、加盟国に定義が委ねられたことにより、各国で異なる定義が付与される可能性があり、EU 共通市場が混乱する可能性がある。	Euroactive: https://www.euroactiv.com/section/agriculture-food/news/top-eu-court-rejects-french-veggie-steak-ban-opens-door-to-other-restrictions/	10/04/2024
2024 年-2025 年度食品廃棄物会議	10 月 1 日に 2024 年下半期の EU 議長国であるハンガリーと国際連合食糧農業機関（FAO）の共同開催で、2024 年-2025 年度食品廃棄物会議がブダペストで開催された。同会議では、食品ロスと廃棄物の削減は、世界レベルでの気候に関する目標や、2030 年の持続可能な発展などの目標達成、食料安全保障などを確保する上で重要な役割を担っているという認識を参加者間で共有した。また、欧州・中央アジア全域における食品ロスと	EU 理事会: https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-	10/17/2024

	食品廃棄削減のために、食品サプライチェーン全体での連携、官民パートナーシップ、各国内や地域協力、政策を基にした規制の確実な実施や、市民の意識啓発など総合的なアプローチの必要性を呼びかけた。	14594-2024-INIT/en/pdf	
食料安全保障に関する 2024 年秋の 報告書	欧州委員会は食料安全保障に関する 2024 年秋の報告書を発表した。同報告書は、加盟国の代表者、ならびに、利害関係者団体、EU の食品チェーンの事業者へのヒアリングを基に作成されている。調査の結果、全体の約半分の回答者は、EU は現在、低～中程度にリスクに直面しているという認識であった。リスクの内容に目を向けると、実務者は、異常気象、商品や投入材価格の高騰が、食品サプライチェーンが正常に機能する上での主要なリスクであると認識している。他にも、回答者は、地政学的事変による物流の遅延に関する懸念を持っていることが明らかになった。食料安全保障に関しては、回答者の多数が、食品安全保障に対して低リスクであると回答している。具体的には、低所得者層が購買力を維持するために、不健康で持続可能性への貢献が低い安価な食品に対しての購買傾向が懸念として上がっている。同報告書では、各作物のインフレ状況についても言及しており、EU 域内の食料のインフレは安定したものの、2015 年対比で見るとインフレが依然として継続されており、特に、東欧諸国が、最も急激なインフレを記録している。	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/document/download/07583dd0-e4a8-44b6-988a-23c00d740de1_en?filename=efscm-assessment-autumn-2024_en.pdf	10/30/2024
遺伝子組換え大豆の公開協議	遺伝子組換え大豆 MON87705、MON87708、MON89788 を用いて製造される食品や飼料の認可にあたり、2024 年 10 月 28 日から欧州食品安全機関（EFSA）の科学的意見に基づく公開協議が開始されている。利害関係者は 2024 年 11 月 28 日までに、同遺伝子が含まれている食品および飼料用途評価について検討し、専用フォームにて見解を提出することができる。	欧州委員会: https://webgate.ec.europa.eu/dyna2/gm-consultations/209	10/31/2024

2. 環境/Environment

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
欧州委員会 副委員長による EUDR の概説	Šefčovič 欧州委員会副委員長兼グリーンディール担当欧州委員は、欧州議会の Alexander Bernhuber 欧州議会議員（欧州人民党）が 8 月 7 日に提出した EU の森林減少の防止に関する規則（EUDR）についての複数の質問に対し 10 月初旬に回答を発表した。 10 月 1 日、同副委員長は、EUDR は、国連機関の枠組みに従い、無差別の原理を基に、EU 域内外の対象製品に対して適用されるものであるとした。同規則は、影響評価を基に、事業者が規則に適応する上でかかる手間よりも規則の施行と遵守によって得られる利益の方が大きいことを強調した。また、同副委員長は、EUDR は、零細企業や小規模の企業に対する配慮として、移行期間を中・大規模企業よりも長く設定していると発表した。上記議員は、EUDR が比例の	欧州議会: https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-001495-ASW_EN.html https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-001495-ASW_EN.html	10/01/2024 10/03/2024 10/07/2024

	原則を損なうものではと懸念し、森林に関する定義の策定の際に参考にした根拠や、EUDR の提案内容の作成の際に行なった調査の種類、草案作成の段階で、比例の原則がどの程度反映されているのか、草案作成時に必要以上の規制を敷かないために実施した内容に関する質問をしていた。 10 月 3 日の回答では、同副委員長は、EUDR は、無差別的に、対象製品全てが、公平に共通基準や定義のもとで扱われると強調し、加盟国の関連法に対して優位性を持っているが、あくまで森林減少を防ぐことのみを目的とした法律のため、加盟国の関連法は従来通り法的拘束力が維持されるとした。Bernhuber 議員は、EUDR に関する共通定義の制定は、加盟国の国内法との摩擦が生じることを懸念している。 10 月 7 日には、同副委員長は、第三国に対する国別分類は、EUDR 第 29 条を基にしていると述べた。具体的には、森林減少の割合、同規則の対象製品用途の農地拡大率、対象品の製造傾向を基にして国別分類が行われている。また、欧州委員会は、森林減少に関する評価方法や実施方法なども策定しており、これらの評価を基にした分類の更新は、複数の森林減少の利害関係者が参加するプラットフォームを通して実施される。同議員は、第三国のリスク別の分類方法が不透明だとし、分類基準や透明性に加えて、欧州委員会が、どのように利害関係者を同分類に関連させるのかについて質問していた。	https://www.euro-parl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-001496-ASW_EN.html https://www.euro-parl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-001495_EN.html https://www.euro-parl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-001496_EN.html https://www.euro-parl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-001499_EN.html	
EUDR に関するガイダンス文書の発表	欧州委員会は、EUDR の効果的な実施のため、追加のガイダンス文書を発表した。同文書では、EUDR の段階的導入期間を 12 カ月延長し、大企業には 2025 年 12 月 30 日まで、中小企業には 2026 年 6 月 30 日までの猶予を設けることが記載されている。今回の変更はブラジルをはじめとする第三国や事業者団体が継続的に訴え	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_5009	10/02/2024

	ていた懸念に対応するものである。EUDR は、国際的な協力を支援し、明確な遵守指示を提供しながら、森林減少を引き起こす製品が EU 市場に流通することを防ぐことを目指している。		
COP29 における気候変動資金に関する共同声明	EU 理事会は、11 月にアゼルバイジャンのバクーで開催される国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）に先立ち、気候変動資金に関する見解を承認した。EU は、2025 年まで先進国全体で年間 1,000 億ドルの気候変動資金を動員するという目標を 2022 年に初めて達成し、今後も引き続き継続し 2025 年以降の野心的な目標を COP29 参加国と共同で達成していくことを強調した。EU と加盟国は、国際的な気候変動資金に貢献する世界最大の拠出国であり、支援額は 2013 年以降倍増している。	EU 理事会： https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/10/08/climate-finance-council-approves-conclusions-ahead-of-cop29/	10/08/2024
DLDD に対処するための EU 理事会の勧告	EU 理事会は、砂漠化、土地の荒廃、干ばつ（DLDD）によって生じた緊急対策を要する問題についての声明を発表した。EU 理事会は欧州委員会に対して、2030 年までに土地の劣化の中立性（Land Degradation Neutrality : LDN）を達成するための EU 全体の包括的な行動計画を求めている。同理事会は、これらの課題は全て関連し合っているとし、EU 諸国に対して、再生可能な土地管理とガバナンスの重要性を高めるよう要請している。また、同声明では、持続可能な土地の管理や回復を目的とした一貫性のある資金戦略や、農業や食品部門の持続可能性への転換、国際的な枠組みの下で協力することの重要性が記載されている。	EU 理事会： https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/10/14/combating-desertification-in-the-eu-council-urges-action-for-a-sustainable-future/	10/14/2024
COP16 の 2030 年に向けた公約の再認識	EU 理事会は 10 月 21 日から 11 月 1 日に開催される国連生物多様性条約（COP16）に向けた対応方針を再確認した。同方針では、2022 年の昆明・モントリオール生物多様性枠組にて決定された「2030 年までに大気圏と海域を含む地球環境の 30%を保護する」という公約の継続が記載されている。EU 理事会は、この公約が、自然再生法に代表される EU と加盟国の取り組みにも通ずるものであるとし、COP16 において、公約実現に向けた取り組みの進捗をグローバル規模で管理するモニタリングメカニズムの採択を目指している。また、EU 理事会は、生物	EU 理事会： https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/10/14/un-	10/14/2024

	多様性に向けた資金などの資源利用戦略の見直しや遺伝資源に関するデジタル配列情報の利用から得られる利益を共有するための、多国間メカニズムの設置にも積極的な姿勢を示している。同方針において、EU 理事会は、カルタヘナ議定書と名古屋議定書にも言及しており、これらの継続的な実施を主張している。	biodiversity-convention-eu-reaffirms-global-pledge-to-protect-a-third-of-the-planet-by-2030/	
COP29 に向けた EU 理事会と欧州委員会の見解	EU 理事会は 2024 年 11 月 11 日から 29 日まで開催される国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）に向けた EU 理事会の方針を承認した。同方針を通じにて、EU 理事会は、2015 パリ条約で定められた平均気温の上昇を 1.5℃以内に抑える目標の継続を掲げている。この目標実現に向けて、EU 理事会は、気候基金に関して多様な利害関係者の関与による新しい定量的目標（New Collective Quantified Goal: NCGQ）の設置や、昨年の COP で発表された 1.5 度目標の進捗に関する評価を基にした参加国による野心的な目標設定、気候変動に関する取り組みの参加国の既存政策への統合、参加国による集団的管理や気候変動緩和に向けた野心的な作業プログラムの設定を主張している。他にも、EU 理事会の見解には、2050 年の気候中立の達成に向けて、秩序に沿った公平な化石燃料の脱却を目指すことが記載されている。	EU 理事会： https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/10/14/un-climate-change-conference-eu-calls-for-efforts-to-keep-the-15-c-goal-within-reach/	10/14/2024
EU 理事会による国際会議での欧州委員会の交渉権付与	欧州委員会は、10 月 15 日に実施された EU 環境理事会において、COP29、COP16 の生物多様性会議と、砂漠化会議の交渉権限を確保した。（COP29 と COP16 の生物多様性会議については、上述の 10 月 14 日のニュースを参照。） COP16 の砂漠化会議に関して、EU は、効果的な干ばつに対する回復力と統合的な干ばつリスク管理は重要な優先課題だとしている。また、気候変動、生物多様性の損失、汚染という三つの地球規模での危機に対する共同かつ一貫性のある解決策が、自然ベースの解決策や生態系ベースのアプローチを拡大することを含め、極めて重要であるという姿勢を示した。 他にも、2024 年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで韓国で実施されるグローバルなプラスチック協定に関しても欧州委員会が交渉権限を確保した。同協定の妥結に向けて、EU は、プラスチック・バリューチェーンのすべての段階でプラスチック汚染に取り組むための行動義務を盛り込んだ協定を要求している。特に EU は、プラスチックポリマーの生産から廃棄物管理、最終処分まで、特定の化学物質に対する規制や禁止を含む、プラスチックの包括的なライフサイクル・アプローチや、循環型の持続可能な製品設計のための世界的な基準と規則の制定を求めている。	欧州委員会： https://environment.ec.europa.eu/news/commission-secures-ambitious-eu-negotiating-mandate-cops-2024-10-15_en	10/15/2024

EU 理事会による EUDR の施行延長の承認	EU 理事会は、10 月 3 日に欧州委員会が提案した EUDR の改正案に合意した。同改正規則案は、EUDR の円滑な実施と遵守を保証するために適用時期を延期すると記載されている。この延期により、大企業は 2025 年 12 月 30 日から、零細企業と小企業は、2026 年 6 月 30 日から EUDR が適用される。EU 理事会は、今回の措置により、EU 加盟国、貿易業者、販売事業者、第三国は、EUDR の遵守のために、サプライチェーンにおける森林減少のリスク、同法を遵守するための管理や報告措置を制定するデューデリジェンスを不備なく実施できるとし、森林減少防止に対する EU の貢献を損なうものではないと考えている。同提案の適用に向けて、今後、欧州議会の見解採択後、両機関により公式に採択される。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/10/16/eu-deforestation-law-council-agrees-to-extend-application-timeline/	10/16/2024
気候災害の復興支援に向けた規則改正案	EU 域内で多発する洪水や山火事などの近年の気候災害からの復興を支援するために、EU 加盟国への資金援助（欧州地方開発基金、結束基金、欧州社会基金＋、欧州農村開発基金）に関する 3 つの EU 規則の改正規則案が提案されている。これらの規則の改正提案により、自然災害によって被災した EU7 カ国（ポーランド、ルーマニア、オーストリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、ポルトガル）の復興を支援するために約 180 億ユーロが拠出されることとなる。これに加えて、一連の規則改正は、より迅速で、柔軟性のある支援を目指すものである。具体的には、短期間で特定の復興プログラムに対する支援許可や、事前融資、EU による対象支援額の全額支給措置と EU 加盟国の農家に対する緊急資金支援の許可などが含まれている。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_5321	10/21/2024
生物多様性に関する EEA の最新の報告書	欧州環境機関（EEA）は、「EU の農業生態系を再生させるための解決策（Solutions for Restoring Europe's Agricultural Ecosystems）」という報告書を発表した。同報告書は、生物多様性に配慮した農法が農業の持続可能性とレジリエンスを高め、生産量低下などの生産的リスクや、サプライチェーンの混乱などによる価格高騰などの経済的リスクの低減に役立つが、現在、EU の半自然生息地（Semi-Natural Habitats）の 3 分の 2 は、生物多様性に配慮した農業管理に依存しているにもかかわらず、悪い状態にあると評価されている。他にも、部分的に人間の手が加えられた半自然の生物居住環境の改善、農業の景観の（再）構築、土壌や水質汚染の改善による生態系の改善を合わせたアグロエコロジーに則った農業への取り組みが、生態系の回復や農業のレジリエンス強化をもたらすことが記載されている。また、同機関は、各 EU 加盟国の共通農業政策（CAP）には、生物多	欧州環境機関: https://www.eea.europa.eu/en/analysis/publications/solutions-for-restoring-europes-agricultural-ecosystems	10/22/2024

	様性に配慮した農業の取組に向けた政策を含んでおり、これらの政策と資金援助が、アグロエコロジーの再生において必要であると考えている。		
5つの国際機関による共同報告書	世界貿易機関（WTO）、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、世界銀行は、気候変動対策、炭素価格設定、政策波及効果に対する連携政策を模索する共同報告書を発表した。報告書では、より広範な開発目標に貢献しつつ、世界的な排出削減目標を達成するためには、気候変動対策を強化する必要があると強調している。他にも同レポートでは、各国のカーボンプライシングの測定基準についての共通理解や、カーボンプライシング関連政策の分析、気候変動対策における各国国際機関の役割、気候変動対策に対する各国間での協力に対する影響度合いについて記載されている。	WTO: https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/igo_24oct24_e.htm	10/23/2024

3. 農業/Agriculture

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
租たんぱく質のEU域内生産量	欧州委員会は、EUの植物性タンパク質市場の概要に関する報告書を発表した。同報告書は、EUが、植物性タンパク源における第三国への依存からの脱却に向けた取り組みについて記載されている。EUでは、主に、穀物類、豆類、ナッツ類やセイウアブラナなどの主要なタンパク源が2023年から2024年にかけて6,400万トン生産された。しかし、EU市場の需要を満たすために1,900万トンの植物性タンパク源が第三国から輸入された。同概要では、この状況を打破するために、加盟国による共通農業政策（CAP）の枠組み内外でこれらの農作物の生産を促進するための資金援助プログラムの採用やEU主導による輸入依存の脱却と、植物性タンパク源の効率的な利用を目的とした研究開発とイノベーションプロジェクトへの支援実施状況について言及している。	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/news/reducing-plant-protein-deficit-european-union-2024-10-08_en	10/08/2024
EUの農産物市場の見通し発表	欧州委員会は、EUの農作物市場の短期的な見通しを発表した。同見通しでは、EUの農作物市場は安定に向けた動きを見せており、ほぼ全ての食品価格インフレが減少し、安定的な動きを見せている。EU市場の需要も、GDP増加やインフレの減少により増加している。懸念材料として、同見通しでは、悪天候が、EU農業部門に多くの悪影響を与えていることが記載されている。同報告書は、他にも、肥料、穀物、オリーブオイルなどの特定の農作物、乳製品、肉製品の生産見通しや、市場動向についての分析が記載されている。生産量について、穀物と牛肉、豚肉の	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/news/short-term-outlook-agricultural-markets-gradual-fragile-return-	10/08/2024

	生産量が直近の年と比べて減少傾向であるのに対し、乳製品、鶏肉は増加傾向にある。オリーブオイルについては直近の年と同等の生産量となる見通しである。	stability-2024-10-08_en	
ハンガリー議長国が掲げる重要事項	10月7日、ハンガリーの István Nagy 農相は欧州議会に対し、EU 理事会は、農家に焦点を置いた EU 農業政策を推進するとし 2027 年以降の CAP の草案の作成に取りかかることを発表した。同農相は、EU の食料主権や食料安全保障、農家や消費者保護、EU の農業市場強化に重点を置いている。欧州議会は、ハンガリー議長国の掲げる方針に賛同しており、特に、小規模農家への資金援助、支援強化、農業部門の公平性の確保を目的に、輸入食品に EU 産農産物と同じルールの適用を求めた。	欧州議会: https://www.euro-parl.europa.eu/news/en/press-room/20240923IPR24232/hungarian-presidency-debriefs-ep-committees-on-priorities	10/10/2024
戦略的対話最終報告に関する事業者団体の反応	欧州委員会のフォンデアライエン委員長が発表した EU 農業に関する戦略的対話（2024 年 1 月から 8 月まで開催）の結論に対し、賛否両論が出ている。同対話は、農家の懸念事項を解決するために実施されたものである。欧州最大の農業団体の Copa Cogeca は、植物中心の食生活を推進する勧告をめぐって反発している。また、同対話への参加者 29 名のうち農家はわずか 5 名であったため、農家の声が平等に反映されていないとし、最低でも半数は農家を代表し、さらには、畜産部門や穀物部門、投入材や農耕機械などの事業者団体も関与すべきだったとしている。他にも、イタリア最大の農民組合の Coldiretti とオランダの農業団体の LTO は、それぞれ CAP の小規模農家への優先的支援と脱炭素食生活の推進に対し不満を募らせている。一方で、NGO や消費者団体、若年層の農家や有機農家、小規模農家は、それぞれの関心が今回の最終報告書にて反映されていたため同報告書を支持している。	Politico: https://www.politico.eu/article/ursula-von-der-leyen-farm-agenda-agri-lobby-copa-cogeca-backlash/	10/15/2024
農漁業理事会	農漁業理事会では、EU のフードチェーンに関わる主要な課題が議論された。2,900 万人を雇用する EU の食品部門であるが、気候変動、動物感染症、ラベル表示の不統一、持続可能性や第三国と EU 間での食品基準などが課題として認識された。2027 年以降の CAP に関する議論において、EU 農業部門を競争力があり、危機に強く、持続可能で、農家中心の知識集約型農業とするには CAP が重要であるとした。農作物貿易では、EU の貿易黒字や、世界市場における EU の主導的地位を向上させるための政治的指針、中国などの他国の動向やベラルーシとロシア産農作物の貿易制限に関する議論が行われた。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/agrifish/2024/10/21-22/ https://data.consilium.europa.eu/document/ST-	10/23/2024

	農漁業理事会は、食料安全保障の確保やサプライチェーンにおける農家の立場の向上、Green Transition (環境配慮や持続可能性のある社会への移行)を目指し、競争力があり、かつ持続可能で危機に強い、農家中心の CAP を構築することに重点を置いている。これらの議論内容は、今後の CAP 改革の検討案として次期欧州委員会にも共有される。 漁業に関しては、農漁業理事会は、バルト海における主要な魚介類（ニシン、タラ、プライス、スプラット、サケ）の 2025 年の総漁獲可能量と各国の漁獲割当量について合意に達した。加えて、11 月の中旬に開催される大西洋マグロ保護に関する国際会合での EU としての見解を欧州委員会と共有した。同理事会では、これらに加えて、食品廃棄物の防止や異常気象が農業に与える影響などについても討議された。	14797-2024-INIT/en/pdf	
農業持続可能性データネットワーク (FSDN) の導入	欧州委員会は、従来の農業会計データネットワーク (FADN : Farm Accountancy Data Network) を更新し、農業持続可能性データネットワーク (FSDN : the Farm Sustainability Data Network) に関する規則を採択した。これにより、一度集めたデータを蓄積し、くり返し利用可能となり、農家や、当局の負担軽減が見込まれる。2025 年の 1 月から適用される同システムは、データ収集を通して、農業部門の持続可能性の実施状況に関するより高精度な分析を行い、同部門の市場競争力と持続性の促進に資する。同システムの利用にあたり、EU 加盟国は、段階的に適用していくこととなり、それに合わせて、EU から、5,000 万ユーロが各加盟国に配分される。	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/news/improved-collection-data-sustainability-thanks-new-farm-sustainability-data-network-2024-10-25_en	10/25/2024

4. 貿易/Trade

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
Organic Food Imports 有機農産物を承認する管	欧州委員会は、有機認証を行う第三国の管理団体のリスト更新にあたって現行の実施規則 (EU) 2021/1378 の改正作業を進めている。この改正にあたり、欧州委員会は、利害関係者からの意見を 10 月 9 日から 2024 年 11 月 6 日まで募集している。同実施規則は、2024 年第 4 四半期に欧州委員会によって採択される予定である。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14316-Organic-imports-list-of-	10/09/2024

理当局リスト の更新		recognised-control-authorities-and-control-bodies-fourth-amendment-_en	
アルジェリアの 小麦市場から のフランスの除 外	アルジェリアの国営穀物機関 OAIC は、フランスとの外交関係の悪化により、最新の小麦輸入入札からフランス企業の小麦を除外した。これは、フランスが西サハラにおけるモロッコの主権を支持し、アルジェリアを刺激したことが原因とされているが、同機関によるフランス企業の除外理由については公式には発表されていない。世界最大の小麦輸入国のひとつであるアルジェリアでは、現在、ロシアが最大の小麦供給者国となっている。アルジェリアによるフランスの除外措置が、いつまで継続されるのか不明である	Euractiv: https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/algeria-bars-france-from-wheat-import-tender-as-relations-sour/	10/10/2024
EU-Andean Trade Deal EU・アンデス 諸国間の貿易 協定の実施予 定	EU 理事会は、EU とコロンビア、ペルーの貿易協定の締結を承認した。同時に、この貿易協定に、エクアドルも含まれることが決定した。同貿易協定には、サービス、公共調達、投資に関する市場開放、知的財産、環境や人権保護に関する取り決めが含まれている。同協定は、暫定的に 2013 年から適用されているが、2024 年 11 月 1 日から完全に発効となり、協定内で定められている全ての取り決めが実施されることとなる。この貿易協定は、法的な確定性を高め、EU とアンデス諸国間の貿易および投資を促進するのが狙いである。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/10/14/eu-andean-countries-council-greenlights-the-conclusion-of-the-trade-agreement-with-colombia-peru-and-ecuador/	10/14/2024
EU フィリピン 経済連携協 定の交渉再開	10 月 14 日から 19 日にかけて EU-フィリピン間での経済連携協定の妥結に向けた交渉が再開された。フィリピンの貿易・産業省によると、2027 年に交渉を妥結させることを目指している。フィリピンは、持続可能な発展やグッドガバナンス、環境保全に関する 27 の国際条約を批准する発展途上国に対して、関税を 0%にする一般特惠関税制度 (Generalized Scheme of Preferences Plus : GSP+)の恩恵を受けているが、同制度は 2027 年に失効するため、同国が無関税で EU に製品を輸出するには、経済連携協定の締結が必要である。他にも、経済連携協定の妥結に	ECCP: https://www.eccp.com/articles/3117	10/15/2024

	より、フィリピンは EU からのさらなる投資や、農業、衣類、再生可能エネルギー、鉱物などの分野で、EU への輸出の拡大による雇用の増加などの恩恵を受けることができる。同経済連携協定を通して、EU は地理的保護の適用や持続可能な発展における人権や環境保護などの EU の価値を同国に浸透させることができるとされている。		
EU・メルコスール貿易協定への補償基金の設立と業界団体の反応	欧州委員会は、EU・メルコスール間の貿易協定の影響を受ける可能性のある農家を支援するための補償基金の設置を検討している。この基金に対して、フランスは牛肉などの南米産品の流入に対する強い懸念を表明していたため、同基金設立を有望な解決策として支持している。EU とメルコスール諸国は、11 月中旬にブラジルで開催される G20 サミットでの同貿易協定の合意を目指しており、今回の基金設置計画は、その一環である。加えて、今回の基金は EU で 2 番目の市場規模を誇るフランスやその他同協定に反対している加盟国への懐柔策ともみられている。 しかし、同基金は、即座に適用という訳にはいかず、2028 年からの適用に向けて準備するのが妥当とされている。 この基金設立の効果に対して、EU 最大の農業団体 Copa Cogeca は、懐疑的な見方をしている。すなわち、この基金は応急処置に過ぎず、同協定が抱える根本的な問題であるメルコスール製品による EU 基準の不遵守や脆弱な一部の EU 農作物部門が受ける悪影響に取り組むものではないとしている。Copa Cogeca は、欧州委員会に対して、2024 年 9 月に発表された農業の将来に関する戦略的対話の最終報告書に記載された、EU の外交交渉戦略の見直し方針に則った欧州委員会の行動を求めている。	Politico: https://www.politico.eu/article/eu-plans-cash-french-resistance-mercotur-deal-trade/ Copa-Cogeca https://copa-cogeca.eu/Flexpage/DownloadFile/?id=13535687	10/16/2024 10/22/2022
TFP に焦点を当てた農業生産性の調査報告	欧州委員会の農業・農村開発総局は、EU 農業の収量と全要素生産性（TFP）に焦点を当てた調査結果を発表した。TFP は収量や投入材を基にした測定とは異なり、土地、労働、資本などの要素など、生産性の変動に関連する要素と生産高の伸びを比較することにより、包括的な視点を提供する。現在の TFP の追跡調査は農業における技術的成長の進化や、農業の生産時間などの点から生産性の確認はできるものの、これらが他の要素（農業技術、農法、研究開発、知識共有イニシアティブ、政策措置の効果を区別）による影響を特定することができない。そのため、今回の報告では、TFP に農作物の品質や、各農場の特性、国際的に合意された取り組み、生物多様性や温室効果ガス排出量などの外部的要因を反映させることが、TFP を将来の政策決定などに活かす上で必要だとしている。	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/document/download/727fce7f-24b8-4bf8-9b3c-065511998ada_en?filename=analytical-brief-5-tfp-in-eu_en.pdf	10/25/2024
2024 年 7 月の EU 農産物貿易黒字	2024 年 7 月の EU 農産物貿易黒字額は、前月比 8%増の 61 億ユーロに達し、2023 年 7 月と同様の記録となった。2024 年 1 月から 7 月までの貿易黒字額は、397 億ユーロに達した。2024 年 1 月から 7 月までの輸出総額は 1,372 億ユーロに達し、2023 年の同時期対比で 3%増化した。同期間において、米国向けが最大の増加を記録し、他にも英国向けの輸出が増加した。一方で、中国向けの輸出が減少した。製品別でみると、この貿	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/news/eu-agri-food-trade-increased-	10/28/2024

	易黒字は、オリーブオイルの価格高騰やコーヒー、茶、ココア、香辛料などの輸出量の増加が主な要因となっている。輸入額に関しては、2024 年 7 月単月での輸入額は、146 億ユーロを記録し、前年の同月比で 23%増加した。2024 年 1 月から 7 月まで 975 億ユーロを記録し、2023 年の同期比で 2%増であった。コートジボワールとナイジェリアからのココア製品の輸入とチュニジア産のオリーブオイルの輸入が著しく増加した。他にも、コーヒー、茶、ココア、香辛料の輸入金額増加が顕著であった。一方、油糧種子およびタンパク質作物の輸入額は減少したが、これは特にオーストラリア、ブラジル、米国からの輸入額が減少したことによるものである。	july-2024-2024-10-28_en	
--	---	---	--

5. 公衆衛生/Public Health

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
鳥インフルエンザ (AI) の早期警戒システムの更新	欧州食品安全機関（EFSA）は、「鳥インフルエンザレーダー」と呼ばれる鳥インフルエンザ（AI）の発生予測をする早期警戒システムの更新に関する報告書を発表した。今回の発表は、欧州委員会からの要請を受けて EFSA が作成している四半期ごと、および毎年作成される AI の動向を監視・分析するための疫学報告書の一環である。今回の更新では、同システムに、野生鳥 12 種を組み込むための調査と、野生鳥の分布と移動を予測するベースモデルに変更が施された。EFSA は、今回の更新（改善）により、さまざまな利害関係者に対してより正確な予測を提供することで、高病原性鳥インフルエンザの発生予測の精度を高め、ヨーロッパにおける悪影響を緩和できる可能性があるとしている。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/suppor-ting/pub/en-9000	10/01/2024
ボーベリシン (BEA) の遺伝毒性の評価	EFSA は、欧州委員会の要請を受けて、ボーベリシン（BEA）の遺伝毒性の評価報告書を発表した。同評価は、BEA とエニアチンが食品もしくは飼料内に含まれることによる、2014 年以降の人と動物の健康に関するリスクについての科学的見解などの情報が評価された。評価したインビトロ/In Vitro 試験データから BEA による染色体損傷や DNA 鎖切断を示す有力な証拠は発見されなかった。また、細胞毒性の高い BEA を除き、DNA 二本鎖切断は、インビボ/In Vivo（小核およびコメットアッセイ試験）試験からは確認されず、DNA 損傷に関しても実施されたインビトロ試験では確認されなかった。BEA が DNA 鎖切断に間接的な役割を果たすかもしれないとしても、これらの評価結果を基に、EFSA は、BEA は遺伝毒性リスクをもたらすものではないと結論付けた。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9031	10/09/2024

危険化学物質の認可プロセスに関する EU オンブズマンによる勧告	EU オンブズマンは、欧州委員会に対して危険化学物質の使用認可プロセスの見直しを勧告した。EU オンブズマンは、現在の承認プロセスは、法定期限である 3 ヶ月を超過し、平均 14.5 ヶ月を要していると報告した。この承認プロセスの間、申請者は対象の申請化学物質を使用することができることから、特定の危険な化学物質の迅速な使用禁止もしくは規制という REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) 規則の目的にそぐわないものとなっている。EU オンブズマンは、欧州委員会に対し、内部手続きを改善し、不備のある申請を速やかに却下することや、意思決定プロセスの透明性改善を目的に、詳細な報告書をまとめるよう勧告した。EU オンブズマンは、EU の機関や組織による活動について市民から訴えられる不平を受け付け、調査する制度で、オンブズマンは欧州議会が任命する。	欧州オンブズマン: https://www.ombudsman.europa.eu/en/recommendation/en/194088	10/17/2024
PFAS 総量に関する SCHEER の科学的意見	欧州委員会の環境総局は、水枠組み指令に基づき、表流水および地下水中の PFAS 総量に対する環境品質基準の設定に関する科学的意見を健康・環境・新興リスクに関する科学委員会 (Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging Risks : SCHEER) に要請し、SCHEER は、10 月 23 日に全体会議で承認した。同委員会は、2025 年 6 月に意見を提出することとなる。	欧州委員会: https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-request-scientific-opinion-environmental-quality-standard-pfas-total-surface-and-groundwater-2024-10-24_en	10/24/2024
欧州委員会による農薬 CIT の不承認に関する法案の WTO の TBT 委員会への通知	EU は、化学物質 5-クロロ-2-メチル-2H-イソチアゾール-3-オン (CIT) を EU 域内で農薬として使用することを禁止する規則案を WTO の貿易の技術障壁に関する委員会へ通知した。同 EU 法は、生物殺傷剤の使用に関して、EU 市場での統一と、人体の健康保護、環境保護を目的に現在、欧州委員会が法案の作成を進めている。今回の通知日から 60 日間、TBT 委員会のメンバーは草案に対する意見を提出することができる。TBT 委員会から変更などの要求がなければ、同法案は、2025 年 2 月に採決が行われ、EU 官報に掲載されてから 20 日後に発効する予定である。	WTO: https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?file_name=q:/G/TBTN24/EU1091.pdf&Open=True	10/25/2024
栄養摂取量推定に影響を	EFSA は、サプリメントや栄養補助食品以外から接種される微量栄養素の摂取量推定に関する課題について発表した。課題特定は、ビタミン A を用いて実施された。データ収集に関しては、EFSA の包括的食品消費データベースの短期	EFSA: https://www.efsa.eu	10/29/2024

与える摂取頻度の低い食品の課題の発表	間（2-3 日）の食事記録もしくは、24 時間で接種した食事記録が用いられた。これらのデータを用いた場合、レバーなど日常的に摂取しないが、高濃度のビタミン A 供給源の摂取量は、上述の短期間の食品記録や 24 時間で接種した食事の記録からは、見逃されるか、過大評価される可能性があり、ビタミン A 摂取量の過大評価と過小評価の両方につながる可能性がある、と EFSA は結論づけた。また、発表文書には、リスク評価に使用する栄養素の摂取量の推定値をより信頼性の高いものにするために、今後実施可能な対策も記載されている	europea.eu/en/efsajournal/pub/e221002	
--------------------	---	---	--

6. 漁業/ Fishing

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
欧州委員会による ATQ の見直し	欧州委員会は、EU の（数量を限定して関税を免除する）自主的関税割当（ATQ）制度の見直しを進めるにあたり、利害関係者からのフィードバックを 10 月 7 日から 11 月 4 日まで募集した。欧州委員会は、2026 年まで適用されている ATQ は、持続可能性の実現に沿っていないとしている。このことから、2026 年以降に導入される ATQ に対して持続可能性に関する規定を追加することを検討しているが、具体的なアプローチについては、まだ決定していない。加えて、欧州委員会は新 ATQ の導入が決まった場合、持続可能性のみならず、食料安全保障の確保にも配慮したものとすべきであると考えている。また、2025 年初頭には公開協議が予定されており、2026 年初めまでに改正規則を採択することを目指している。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14358-Sustainable-imports-of-fishery-products-under-the-EU-Autonomous-Tariff-Quota-Regulation_en	10/07/2024
鵜とアザラシの捕獲に関する規則案	農漁業理事会にて、スウェーデンは、エストニア、フィンランド、ラトビアの支持のもと、鵜とアザラシの捕獲に関する規則を改正し、影響を受けやすい魚類資源を保護することを EU 理事会に提案した。これらの国は、漁獲量の制限のみならず、鵜とアザラシの個体数の増加への対処が魚類資源の回復にとっては必要であるとした。この考え方に基づき、鵜を狩猟可能とし、生態系のバランスを確保するためにアザラシ漁の禁止に関する適正検査を完了し、検査結果に基づいた適切かつ持続可能な生態系に基づく解決策の作成と施行を求めている。	EU 理事会: https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14552-2024-INIT/en/pdf	10/16/2024

EU 水域内に 2025 年の 漁獲制限	欧州委員会は、持続可能な漁業を目指して大西洋、カテガット海峡、スカゲラク海峡の EU 水域内における 2025 年の漁獲制限を提案した。今回の提案では、海洋保全と漁業ニーズのバランスを図り、国際海洋探査評議会（ICES）の科学的助言に従い、各魚種の再生能力や将来の生産性を損なうことなく漁師が海から持ち出すことができる魚の最大量である最大持続可能漁獲量（MSY）の目標に沿って、8 つの魚種の漁獲制限を提案している。そのうち、5 種（大西洋イベリア海で漁獲されるアンコウ、メグリム、アジ、ノルウェー産ロブスター、ビスケー湾で漁獲されるシタビラメ）の漁獲制限は引き上げられた。2 種（大西洋のイベリア海域で漁獲されるメルルーサとカテガット海峡で漁獲されるヒラメ）の制限は 2024 年と同じ漁獲制限が引き継がれる。スカゲラク・カテガット海峡および西バルト海で漁獲されるウシノシタは、これを目的とした漁獲を停止する代わりに、ノルウェイロブスターの漁獲の際に混獲したものについての漁獲量制限を設けた。他にも、ヨーロッパウナギの個体数の回復を目指した措置が同提案には記載されている。同提案は、現在実施されている、ノルウェーと英国との漁獲量制限に関する協議の結論次第では内容が変更される可能性がある。2025 年の漁獲割当量の最終決定は EU 理事会が 2024 年 12 月 9 日と 10 日に行う議論を通して決定される。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_5608	10/31/2024
-------------------------------------	---	---	------------

7. アニマルウェルフェア/Animal Welfare

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
高病原性鳥 インフルエンザ (HPAI) の 感染状況	2024 年 6 月 15 日から 9 月 20 日の間に、ヨーロッパ 11 カ国の家禽（16 件）および野鳥（59 件）から合計 75 件の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルスの検出が報告された。全体的な検出数は例年より少なかったものの、大西洋沿岸、北海沿岸、バルト海沿岸において、特に群れをなす海鳥への感染増加がみられた。今回検知されたウイルスの中では、カモメ間での感染力が強い変異株が発見されたが、新種の変異株についてはまだ欧州では確認されていない。しかし、米国では新たに三種の新変異株が発見された。また、人への感染については、米国、カンボジア、中国、ガーナにて報告されており、そのほとんどが家禽類との接触によるものであった。しかし、EU における一般市民へのリスクは依然として低いとみられている。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9057	10/03/2024
伝染性動物 疾病に対する	フランスとスペインは、複数の媒介感染症の蔓延について懸念を表明した。両国は、これらの疾病を制御し農家を保護するために、十分に安全かつ効果的なワクチンを動物に接種させて感染症の蔓延防止させることが必要で	EU 理事会: https://data.consilium.europa.eu/doc/d	10/18/2024

ワクチンの重要性	あるとし、ワクチンバンクと抗原バンクが有効な手段であると主張した。また、両国は、十分な量のワクチンを迅速に提供するために、ワクチンの需要予測を目的とした、EU レベルでの取り組みの実施検討を要請した。	ocument/ST-14592-2024-INIT/X/pdf	
-----------------	--	--	--

8. 食品包装・食品接触材/Packaging・Food Contact Material

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
食品に使用されるプラスチック包装の基準厳格化	欧州委員会は食品の包装に使用されるプラスチック材料に関する規制を更新するための新規則の作成を進めている。改正規則案において、安全性、明確性、コンプライアンスの向上を目的に、プラスチック材料の定義の見直し、純度基準の厳格化、再生プラスチックと新規製造プラスチックに関する規則の整合性を果たせることを目的としている。今回の改正により、添加物や材料の扱い方の明確化、表示要件の改善、プラスチック材料が最新の純度基準と試験基準に適合することを文書で証明することが義務付けられる。同規則は移行期間を設けており、現行規則に沿って製造された製品は施行後、最長 18 ヶ月間市場に流通することができる。	欧州委員会: https://www.euro-parl.europa.eu/RegData/docs_autres_institutions/commission_europeenne/comitologie/rps/2024/D099887-03/COM-AC_DRC(2024)D099887-03_EN.docx	10/30/2024

9. 国家補助金承認/Commission Approval of State Aid

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
フランスによる補助金計画の承認	欧州委員会は、ウクライナ情勢の影響を受けたワイン生産者を支援するフランスの 1 億 2,000 万ユーロの支援プログラムを承認した。同プログラムは、危機・移行暫定枠組みの下で承認されるものである。ロシアによるウクライナ侵攻によって経営上の苦境に立っているワイン生産者への直接補助金の提供を目的としている。ワイン生産農家は支援を受ける代わりに、長期的な持続可能性を確保するためにブドウ畑の一部を恒久的に撤去し、生産量を減らす必要がある。補助金は 1 件あたり 28 万ユーロ以内とし、2024 年 12 月までに交付される。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_24_5022	10/03/2024

イタリアによる 補助金計画の 承認	欧州委員会は、2023 年 5 月にイタリアのエミリア・ロマーニャ州、トスカーナ州、マルケ州で発生した洪水と地滑りの影響を受けた農家を支援するための 10 億ユーロの支援を行う補助金計画を承認した。農業の復旧と洪水によって受けた損害を補填することを目的としている。具体的には、被災後の農業生産の復旧に要した費用、機械や建物の損害補償、収入損失の補填などで生じた費用の最大 100%を支給する。同プログラムは、災害復興と農業部門の支援に関するガイドラインに沿ったものであり、2027 年 5 月まで実施される。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_5161	10/09/2024
ルーマニアによる補助金計画の承認	欧州委員会は、2023 年 9 月から 2024 年 8 月にかけて干ばつの深刻な影響を受けた農家を支援するルーマニアの 4 億ユーロの国家補助金計画を承認した。干ばつにより収穫量の 30%以上を失った小麦やトウモロコシなど 39 品目の農作物の生産者に直接補助金を支給する。補助金の上限は 100%の損失の場合で 1 ヘクタールあたり 200 ユーロ、対象費用の 30%までカバーされる。この制度は 2024 年 12 月まで実施される。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_24_5463	10/24/2024

10. その他/Others

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
小・中規模の 野菜・果物農 家団体への支 援提言	欧州最大の農業事業者団体である Copa Cogeca は、現在実施されている共通農業政策（CAP）の下で青果物生産者組織（Producer Organisation: PO）を支援するための CAP 改革を提言した。PO は EU において、持続可能な開発や農産物の手頃な販売価格帯での維持、生産者の交渉力強化において不可欠な存在となっている。しかし、現 CAP は法的不透明性をもたらしており、特に小規模な PO にとって不利な状況をもたらしている。Copa Cogeca は、EU と加盟国に対し、CAP 改革の円滑な実施を確保することでこれらの小・中規模 PO をサポートするよう求めた。	Copa Cogeca: https://copa-cogeca.eu/Flexpage/DownloadFile/?id=13535199	10/17/2024
JMRC の理 事会決定	欧州委員会は、ガイアナ協同共和国との任意的パートナーシップ協定に基づき設置される合同監視・審査委員会（JMRC）に関する EU の立場を確立するための決定（Decision）を提案した。同協定では、ガイアナから EU へ輸出される木材製品は、森林法の施行、ガバナンス、貿易（FLEGT : Forest, Law, Enforcement, Governance and Trade）ライセンス制度の下で合法性を保証しなければならない。同ライセンスは、森林管理の持続可能性と合法性の強化、森林ガバナンスの改善、合法的に生産された木材の取引を促進することで、違法伐採を削減することを目的としている。これに関して、JMRC は、同協定の実施に関する管理や協定そのものの見	欧州委員会: https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=COM:2024:485:FIN	10/22/2024

	直しに加えて、ガイアナの事業者に対しての監査や両国間での情報交換を実施するものである。また、JMRC は、EU ガイアナ間で発生した際の仲裁の措置を策定する役割を持つ。同決定には、他にも、JMRC の設置にあたっての取り決めや下部組織、その他事務的規則について記載されている。		
DG AGRI/ EUIPO 地理的表示 (GI) の行 政協定	EU 理事会は、地理的表示 (GI) に関する、農業・農村開発総局 (DG AGRI) と EU 知的所有権庁 (EUIPO) の行政協定の見直し案を欧州委員会より受領した。この協定は、ワイン、蒸留酒、農産物に関する GI 規則 (EU) 2024/1143 において、欧州委員会が、GI に関して一切の責任を持ち、必要な場合にのみ協力を要請できるという内容が欧州議会と EU 理事会によって取り決められていることを受けたものである。同協定は、欧州委員会と EUIPO が GI 分野において透明性のある協力を進めるために締結されたといえる。同協定では、EUIPO が豊富な専門知識を有する IT ツールに関する協力提供、EUIPO による GI 申請の事前審査における継続的な支援、地理的表示の知的財産権としての保護と執行の改善に関連するイニシアティブ、地理的表示に関する両機関のコミュニケーションによる相乗効果の創出に関して記載されている。	EU 理事会: https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-15084-2024-INIT/en/pdf	10/30/2024

以上